

発議第13号

鳥羽市議会会議規則の一部改正について

鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 3月24日 提出

令和4年 3月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂倉 広子
賛成者	鳥羽市議会議員	南川 則之
賛成者	鳥羽市議会議員	濱口 正久
賛成者	鳥羽市議会議員	瀬崎 伸一
賛成者	鳥羽市議会議員	片岡 直博
賛成者	鳥羽市議会議員	奥村 敦
賛成者	鳥羽市議会議員	山本 哲也
賛成者	鳥羽市議会議員	中世 古泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上 健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜口 一利
賛成者	鳥羽市議会議員	世古 安秀

提案理由

本会議、委員会の長期欠席に係る届出や起立以外の表決方法の規定の整備のほか、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則

鳥羽市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条の次に次の1条を加える。

（長期欠席に係る届出）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、議員は、議会の会議等（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に7日以上継続して出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。

2 議員は、前項の規定による届出後に、議会の会議等に出席できることとなったときは、議長に出席届を提出するものとする。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、必要があると認める場合には、医師の診断書等の提出を求めることができる。

第69条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、身体の障がいその他の理由により、起立が困難であると議長が認めるときは、他の方法によることができる。

第69条第2項中「起立者の」を「問題を可とする者の」に改める。

第75条ただし書中「起立の方法で」を「第69条に規定する方法により」に改める。

第83条第2項中「第81条、第82条及び第83条」を「第80条から前条まで」に改める。

第88条の次に次の1条を加える。

（長期欠席に係る届出）

第88条の2 前条の規定にかかわらず、委員は、議会の会議等に7日以上継続して出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

2 委員は、前項の規定による届出後に、議会の会議等に出席できることとなっ

たときは、あらかじめ委員長に出席届を提出するものとする。

3 委員長は、前2項の規定による届出があったときは、必要があると認める場合には、医師の診断書等の提出を求めることができる。

第115条中「委員席に着き」を「副委員長の許可を得て」に、「委員長席」を「委員長の職務」に改める。

第128条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、身体の障がいその他の理由により、起立が困難であると委員長が認めるときは、他の方法によることができる。

第128条第2項中「起立者の」を「問題を可とする者の」に改める。

第134条ただし書中「起立の方法で」を「第128条に規定する方法により」に改める。

第149条中「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は」を「会議の妨げになるものを」に改める。

第152条及び第153条を次のように改める。

第152条及び第153条 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。